

福祉都市委員会関係

福 祉 局
保 健 医 療 局
住 宅 都 市 局

1 福 祉

(1) 社会福祉施設等 (令5.4.1現在) 障がい者福祉施設 (市立身体障がい者社会参加支援施設を除く。)

種 別	設置主体	施設数	定員
障がい者支援施設 障がい福祉サービス事業所 (注)	国	1	70
	独立行政法人	1	130
	市	11	456
	社会福祉法人	73	2,582
	医療法人	2	60
	NPO法人	61	1,398
	株式会社	145	2,827
	合同会社	31	622
	有限会社	10	183
	一般社団法人	33	650
	企業組合	1	8
地域活動支援センター I 型	社会福祉法人	7	登録制

(注) 障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスのうち通所及び入所によるサービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援)を提供する施設

市立身体障がい者社会参加支援施設

種 別	施 設 名	所 在 地	設置年月	定員
身体障がい者 福祉センターA型	心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	中央区長浜一丁目	昭54. 5	—
	障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ)	南区清水一丁目	昭59. 4	—
身体障がい者 福祉センターB型	南障がい者フレンドホーム	南区清水一丁目	昭62. 5	—
	城南障がい者フレンドホーム	城南区南片江二丁目	昭63.12	—
	東障がい者フレンドホーム	東区松島三丁目	平 2.10	—
	早良障がい者フレンドホーム	早良区百道浜一丁目	平 6. 4	—
	博多障がい者フレンドホーム	博多区西片隈五丁目	平 8. 4	—
	西障がい者フレンドホーム	西区内浜一丁目	平14. 4	—
	中央障がい者フレンドホーム	中央区舞鶴一丁目	令 5. 7	—
視覚障がい者 情報提供施設	点字図書館	早良区百道浜三丁目	昭54. 5	—

老人福祉施設等

種別	設置主体	施設数	定員
養護老人ホーム	社会福祉法人	2	207
盲養護老人ホーム	社会福祉法人	1	50
聴覚・言語障がい者養護老人ホーム	社会福祉法人	1	50
特別養護老人ホーム	社会福祉法人	89	6,183
	日本赤十字社	1	150
軽費老人ホームA型	社会福祉法人	2	200
軽費老人ホーム	社会福祉法人	21	1,017
有料老人ホーム	235施設		
老人福祉センター	市立	7	—
老人いこいの家	145校区		
介護老人保健施設	社会福祉法人	2	438
	医療法人	23	2,083
	学校法人	1	85

その他の社会福祉施設

種別	施設名	設置主体	設置年月	定員
救護施設	救護施設 野の花	社会福祉法人	平29. 3	50
更生保護施設	福正会	更生保護法人	昭13. 4	20
	福岡弥生寮	〃	昭25.11	20
	梅香寮	〃	昭32. 3	20
無料低額宿泊所	抱樸館福岡	社会福祉法人	平22. 5	69
無料低額診療事業を行っている医療機関	福岡県済生会福岡総合病院	社会福祉法人	昭43.10	—
	福岡医療団 (千鳥橋病院外1病院、6診療所)	公益社団法人	平14.10	—

(2) 主な福祉機関・施設

市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）

所在地	中央区荒戸三丁目3-39
開設	平成10年2月
規模	敷地面積3,563㎡ 延床面積16,470㎡ 地上7階地下2階建
事業内容	介護実習普及センター、ボランティアルーム、会議室、福祉図書・情報室、福祉団体事務室、ホール等
令和4年度受付状況	利用者 延204,567人

障がい者就労支援センター

所在地	中央区舞鶴一丁目4-13（4階）
開設	令和5年7月
規模	延床面積 436.5㎡
事業内容	障がい者やその家族への個別支援、就労移行支援事業所等への支援、民間企業への啓発・助言等
令和4年度受付状況	支援者412人（令和5年3月末）就職者48人 ※センター事業は平成15年4月から実施

障がい者更生相談所

所在地	中央区長浜一丁目2-8（5階）
開設	身障 昭和54年5月 知障 平成5年4月
規模	延床面積 801.55㎡
事業内容	身体障がい者・知的障がい者に関する相談、指導並びに医学的、心理学的、職能的判定に関すること等
令和4年度受付状況	身障者分 相談2,950件 判定2,950件 知障者分 相談1,092件 判定781件

障がい者スポーツセンター（さん・さんプラザ）

所在地	南区清水一丁目17-15
開設	昭和59年4月
規模	敷地面積 6,343㎡ 延床面積 4,666㎡ 地上2階地下1階建
事業内容	スポーツボランティア養成、レクリエーション教室、スポーツ教室、健康増進教室、スポーツ医療相談等
令和4年度受付状況	利用者 延72,303人

(3) 福岡市福祉のまちづくり条例〔平成10年4月施行〕

〔施行規則 平成11年4月施行、令和4年10月改正施行〕

高齢者や障がいのある人、子ども連れの方をはじめ、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを積極的に進めるため制定

(4) 福岡市保健福祉総合計画

保健・医療・福祉の各分野をつなぐ基本の理念と施策の方向性を示すものとして、令和3年8月に改定

(5) 「福岡100」の推進

人生100年時代に向けて、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会の実現を目指すプロジェクトを推進

(6) 福岡市バリアフリー基本計画〔令和3年12月改定〕

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で快適に施設や公共交通機関を利用し、移動しやすいまちづくりを進めるため、ハード・ソフト一体の総合的なバリアフリー化における推進の方向性を示すものとして策定

(7) **保健福祉センター**

平成13年4月に各区の保健所と福祉事務所を統合して設置。市民に一番身近な保健・福祉の相談窓口の役割を果たしている。平成26年4月に権限・機能の一元化を行う。

(8) **保健福祉総合相談窓口**

少子高齢化が一層進むなか、増大・多様化するニーズに的確に対応するため、各区保健福祉センターの各課が連携し「保健福祉総合相談窓口」として保健・福祉に関する相談を総合的に受ける。

(9) **地域保健福祉振興基金**〔平成17年4月設置〕

地域保健福祉活動の振興を図り、すべての市民が安心して生活することができるまちづくりに資するため基金を設置。運用益を利用し各種事業に助成

積立額 16億2,424万円（令和5年4月1日現在）

助成事業 ふれあいネットワーク、ふれあいサロン、

ふれあいランチ、校区広報紙発行

(10) **生活困窮者自立支援法関係**

福岡市生活自立支援センター、福岡市生活自立支援センター分室

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行う。

所在地 中央区天神一丁目4-2 エルガーラオフィス棟7階

（分室）中央区天神一丁目2-12 メットライフ天神ビル8階

(11) **生活保護**

保護の基準（令和5年4月1日現在）

標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）

生活扶助152,120円、住宅扶助47,000円以内

保護状況

区 分		令和3年度月平均	令和4年度月平均
被保護 実数	世帯	33,813	33,953
	人員	42,456	42,383
保護率（%）		26.20	25.98

(12) 高齢者福祉施策

事業名	事業概要	令和4年度実績等
老人クラブ活動費等助成	生きがい・健康づくりに役立つスポーツ、レクリエーション活動等の老人クラブが行う活動等に対する助成	659クラブ
高齢者創作講座	老人福祉センターで人形、陶芸、編物等の創作を行う。	参加者 延3,542人
シニア教室	60歳以上の高齢者が特技や知識をお互いに教え習い合う(月2~4回程度)。老人福祉センター、老人いこいの家で実施	参加者 延71,988人 333教室
全国健康福祉祭参加費助成	全国健康福祉祭福岡市選手団の参加費を助成する。	派遣者数 120人
敬老祝品等	多年にわたり社会の発展に寄与してきた100歳を迎える方々に敬老の意を表し、祝品及び祝状を贈呈する。	敬老祝品 413人
外国人高齢者金給付	大正15年4月1日以前生まれの外国人等高齢者に月額1万円を交付(ただし、年金受給者、生活保護受給者及び一定の所得を有する者等を除く。)	3人
介護支援ボランティア事業	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行うとポイントが付与され、たまったポイントを換金又は寄附することができる事業を実施する。	実活動者 254人 登録施設 513施設 ※令和4年12月31日現在
高齢者乗車券(地下鉄、バスなど)交付	70歳以上で介護保険料所得段階が1~5段階の人に年額12,000円以内、同6・7段階の人に8,000円以内の交通費助成を行う。	交付数 153,163人
介護予防教室	65歳以上で要介護状態となるおそれがある人を対象に、自宅でできる運動、口腔体操、認知症予防の講話等を実施する。	利用者数 471人
訪問型介護予防事業	65歳以上で介護保険のサービスを利用していない人(通所が困難な人)を対象に、専門スタッフの訪問による介護予防のための指導相談・助言をする。	利用者数 3人
生き生きシニア健康福岡21	各区保健福祉センターや公民館などで、認知症予防教室や健康づくり・介護予防をテーマとした講座を実施する。	利用者数 37,609人
緊急通報システム	65歳以上の一人暮らしの高齢者等に対し緊急通報装置を設置することにより急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	5,047台
声の訪問	65歳以上の一人暮らしの高齢者で定期的に安否の確認を行う必要がある人に、電話相談員が毎日1回安否確認を行い、各種相談に応じる。	727人
日常生活用具の給付	65歳以上の一人暮らし等の高齢者に対して、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する。	給付数合計 82件

事業名	事業概要	令和4年度実績等
おむつサービス	要介護度3、4、5の高齢者等でおむつが必要な人におむつを配送し、その費用の一部を助成する。	令和4年度末時点 利用者数 5,908人
食の自立支援・ 配食サービス事業	65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で虚弱等により食の自立が困難な者に昼食を有料で提供する。(平成29年度より一部地域を除き廃止)	1,591食
生活支援 ショートステイ	65歳以上の要介護・要支援以外の虚弱高齢者に対し、家族の不在等によりショートステイを利用する場合の費用の一部を助成する。	登録者数 7人
生活支援 ハウス運営事業	退院可能であるが、自宅での受入れが困難で社会的入院をしている高齢者などに対し、居住機能、介護支援機能、交流機能を総合的に提供する。	3施設、定員30名
寝具洗濯乾燥消毒 サービス	65歳以上の要介護度3、4、5の高齢者で寝具の洗濯乾燥消毒等の支援が必要な人に対し、洗濯乾燥消毒サービスを提供し、その費用の一部を助成する。	令和4年度末時点 利用者数 33人
移送サービス	65歳以上の要介護度4、5で座位が保てない人に対し、医療機関等を利用するための移動費用の一部を助成する。	利用者数 108人
あんしん ショートステイ	65歳以上の要介護・要支援の高齢者に対し、介護者の入院等により、介護保険の限度日数を超えてショートステイを利用する場合の費用の一部を助成する。	登録者数 2,845人
認知症の人の見守り ネットワーク事業	認知症の人が所在不明になったとき、早期に発見保護できるよう、警察などの関係機関とのネットワーク整備、登録制度、検索システム事業、メール配信事業を推進する。	登録者数 987人 検索システム 45人 メール配信 803人
日常生活自立 支援事業	判断能力の低下した高齢者や障がい者等の地域での生活を支援する。(福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類などの預かりサービス)	令和4年度末契約者数 338人
認知症高齢者家族 介護者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人を自宅で介護する家族が、外出する時や介護疲れて休息が必要な時に、認知症の人の介護経験等があるボランティア(やすらぎ支援員)が認知症の人の自宅を訪問する。 福岡市市民福祉プラザにて、認知症介護相談を実施する。 	やすらぎ支援員訪問件数 249件 認知症介護相談件数 34件
介護実習普及 センター	福岡市市民福祉プラザにて、介護に関する講習会のほか、高齢者障がい者対応のモデルルームや約1,500点の福祉用具の展示、相談などの事業を行う。	利用者数 13,974人
安心情報キット	一人暮らし高齢者などの地域での見守りや災害時に支援が必要な方に、緊急連絡先等を記載するキットを配付し、災害時や緊急時の万一の備えとするもの。	2,940件

事業名	事業概要	令和4年度実績等
見守り推進プロジェクト	孤立死防止を目的として①福岡見守るっ隊の結成（通報の協定企業）②見守りダイヤルの設置（異変の通報を受け、現場で安否確認を行う）③出張講座（孤立死防止等の啓発のため講師を無料で派遣）④見守りサービス登録事業（民間の見守りサービスをHP等で紹介）を実施。	①協定企業 26社 ②通報件数 305件 ③出張講座 29件 ④登録サービス 5件
住宅改造相談助成	身体機能の低下した65歳以上の高齢者のいる世帯に対し、住宅改造に要する費用の一部を助成する。 また、住宅改造に関する相談にも応じる。	助成 128件

(注) 1. 予算は令和5年度当初予算
2. 登録者数は令和5年3月末現在

(13) 地域包括支援センター〔平成18年4月開設、27年4月増設〕

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談や、その人の身体状況に応じたアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けていくことができるよう支援する地域の拠点として、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）を市内に57センター設置

(14) 福岡市成年後見推進センター〔令和3年10月開設〕

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進を図るため、制度に関する相談、後見人への支援、広報・啓発、後見人候補者の調整などを実施。

(15) 働く人の介護サポートセンター〔平成28年7月開設〕

働く人が介護に直面した場合でも、離職せずに両立して働き続けるための情報提供やアドバイスを行い、不安を解消することを目的として、福岡市役所地下1階に「働く人の介護サポートセンター」を設置

【開設時間】月・水・金曜日正午～午後8時、日曜日午前10時～午後6時

(16) 介護保険

市民が介護や支援を必要とする状態となっても、その有する能力を活かし、地域において尊厳と生きがいを持って、自立した日常生活を営むことができるよう、共同連帯の理念に基づく市民相互の支え合いにより、必要な保健医療及び福祉サービスを総合的に提供する。

制度概要

対象者	第1号被保険者	第2号被保険者
		65歳以上の人
サービス利用の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者（介護給付） 要支援者（予防給付） 	脳血管疾患等の加齢に起因する疾病により要介護または要支援状態になった者
保険料賦課及び徴収方法	市町村が徴収 ・所得段階別保険料 ・年金額が年額18万円以上は原則特別徴収（年金天引き）となり、それ以外は普通徴収（納付書・口座振替等）	医療保険者が医療保険料に介護分を加算して徴収し、社会保険診療報酬支払基金を経由して市町村へ交付 ・健康保険 標準報酬×介護保険料率 ・国民健康保険 所得割、均等割、世帯割で算定

福岡市の第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対 象 者	比率	保険料(年額)
第1段階	生活保護、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.25	18,675円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.40	29,880円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.70	52,289円
第4段階	市民税課税世帯かつ、本人は市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	67,229円
第5段階	市民税課税世帯かつ、本人は市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える（基準額）	1.00	74,699円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下	1.10	82,169円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円超200万円未満	1.30	97,109円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.60	119,518円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.80	134,458円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.00	149,398円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.20	164,338円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.40	179,278円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上	2.50	186,748円

※保険料の減額制度：第2～3段階で保険料の納付が困難な場合、次の要件を満たすときは、申請により保険料が第1段階相当額に減額される。

- ①世帯の年間収入が1人世帯：120万円、2人世帯：180万円（以降世帯員1人増毎に＋50万円）以下
- ②世帯全員の預（貯）金等の合計額が①の基準額の2倍以下
- ③別世帯の市民税課税者に扶養されていないこと、また生計を共にしていないこと
- ④居住用以外の土地、建物を有していないこと（活用することが困難であると認められるものは除く）

利用者負担

介護保険サービスの利用者負担額は原則1～3割（食費、居住費は別途負担）。一か月の利用者負担額（世帯合算額）が次の額を超えた場合は、高額介護（介護予防）サービス費が支給される。

※福岡市介護予防・日常生活支援総合事業でも、高額介護予防サービス費相当の事業を実施。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
現役並み所得者Ⅲ（※1）	世帯140,100円
現役並み所得者Ⅱ（※2）	世帯93,000円
一般世帯・現役並み所得者Ⅰ（※3）	世帯44,400円
世帯全員市民税非課税	世帯24,600円（ただし、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人や老齢福祉年金受給者は個人15,000円）
生活保護受給者等	個人 世帯15,000円

（注）利用者負担上限額を15,000円、24,600円に下げることによって生活保護を必要としなくなる世帯は、上限額を下げる場合がある。

（※1）世帯に、課税所得690万円以上の65歳以上の人がいる。

（※2）世帯に、課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の人がいる。

（※3）世帯に、市民税課税の人がいる。（ただし、上記※1 ※2を除く）

高額医療合算介護（介護予防）サービス費

一年間（8月1日～翌年7月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の利用者負担額を世帯で合算し、一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により支給される。

※福岡市介護予防・日常生活支援総合事業でも、高額医療合算介護予防サービス費相当の事業を実施

介護サービスの内容

在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問系サービス 訪問介護、介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導 ○通所系サービス 通所介護、介護予防型通所サービス、生活支援型通所サービス、（介護予防）通所リハビリテーション ○短期入所サービス （介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護 ○その他 （介護予防）特定施設入居者生活介護、福祉用具の貸与や購入費の支給、住宅改修費の支給
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ○介護老人保健施設（老人保健施設） ○介護療養型医療施設（介護療養病床等） ○介護医療院

地域密着型 サービス	○(介護予防) 認知症対応型通所介護 ○(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ○(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○看護小規模多機能型居宅介護
---------------	--

(17) 福岡市障がい者差別解消条例〔平成31年1月施行〕
〔施行規則 平成31年1月施行〕

障がいを理由とする差別をなくし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指して制定

(18) 区障がい者基幹相談支援センター〔平成29年4月開設〕

障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、障がいのある方やそのご家族から、暮らしに関する相談や障がい福祉サービスの利用などに関する相談を受け付ける一次相談窓口として、区障がい者基幹相談支援センターを市内14センター設置。

(19) 障がい者(児)福祉施策

事業名	事業概要	令和4年度実績等
自立支援医療(更生医療)の給付	手術等(血液透析等)により障がいを軽減、除去するための医療費の給付	受給者証所持者 5,352人
日常生活用具の給付	在宅障がい者(児)に日常生活を営むのを容易にする用具を給付	延 27,315件
補装具費の支給	障がい者(児)に必要な補装具費を支給	延 2,866件
重度障がい者成 医療費助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度(A)判定、精神障害者保健福祉手帳1級の者の保険診療による医療費の自己負担分を助成(所得制限有)	23,764人
居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが訪問し、家事・介護等のサービスを提供する。障がい支援区分1以上の障がい者及びこれに準じる障がい児	延 1,600,363時間
手話通訳者の派遣	聴覚障がい者が公的機関、医療機関等に赴く時、意思疎通が困難な場合	通訳者 71人 延 2,557件

事業名	事業概要	令和4年度実績等
移動支援	一人での外出が困難な障がい者・児が、公的機関や医療機関等に赴く場合に、ヘルパーが付き添い、外出の支援を行う。	延 161,587時間
特別障がい者手当等	常時特別の介護を要する重度・重複障がい者(所得制限有)、特別障がい者手当(20歳以上)27,350円/月(令和4年度)	延 17,251人
市の福祉手当	身体障がい者(児)1級 知的障がい者(児)重度 在宅者 20千円/年、入所者 15千円/年	19,848人
心身障害者扶養共済制度	障がい者(児)の保護者が死亡等の場合年金を支給 月額20,000円(1口加入)、40,000円(2口加入)	加入者 470人 受給者 565人 (令5.3末現在延数)
自動車運転免許取得の助成	障がい者が就労等のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成 所得制限等有	58人
自動車改造費の助成	身体障がい者が就労等に伴い、自動車を取得して改造する費用の一部を助成 所得制限等有	27人
住宅改造相談・助成	視覚障がい1・2級及び肢体障がい1・2・3級の一部の世帯 玄関、台所、浴室、便所等の改造	56人
タクシー料金の助成	在宅重度障がい者で市民税非課税世帯 1人1枚500円のタクシー券を年間最大55枚配布	6,898人
訪問入浴サービス	自宅で入浴困難な重度障がい者に移動入浴車を派遣	延 4,673回
福祉電話の貸与	18歳以上で1・2級の外出困難な身体障がい者に電話を貸与するとともに、通常の電話を利用できない聴覚・音声・言語障がい者にファックスを貸与する。 所得制限有	利用者数 65人 ※ファックスを含む
声の訪問	18歳以上で1・2級の外出困難な身体障がい者に、電話相談員が定期的に安否確認を行い、各種相談に応じる。	利用登録者数 9人
緊急通報システム	18歳以上で1・2級の一人暮らしの身体障がい者等に対し、緊急通報装置を設置・貸与することにより急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	契約者台数 127人

事業名	事業概要	令和4年度実績等
短期入所	保護者等が疾病等により一時的に介護できない場合に障がい者・児を保護する（宿泊を伴う）。障がい支援区分1以上の障がい者及びこれに準じる障がい児	延 70,457日
要約筆記者の派遣	聴覚障がい者等で手話を理解できない人が、公的機関や障がい者団体等が主・共催する大会、会議等に参加する際派遣（個人派遣も可）	延 434人
ろうあ者相談員及び手話通訳者の設置	ろうあ者からの各種の相談を受け、諸手続などを指導、援助	相談件数 延 4,687件
障がい者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用等の支援、そのほか各種の相談を総合的に行う。	4,223人
障がい者就労支援センターの設置	障がい者の就労や職場定着を促進するため本人・家族・企業等の相談に応じ障がい者の就労面と生活面の双方から総合的に支援する。	就職者数 48人
在宅酸素療法者に対する電気料助成事業	身体障がい者のうち、在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者等を対象に、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部を助成 所得制限あり 2,000円/月	426人
公共交通機関費用助成	重度障がい者に対し、福祉乗車券（定額のICカード等）または、福祉乗車証（地下鉄無料バス）のいずれかを交付する。 所得制限あり。助成金額：福祉乗車券は年間最大12,000円 福祉乗車証は地下鉄無料バスを交付	17,312人

(20) 身体障害者手帳・療育手帳等交付状況（令和5年3月末現在）
 （単位：人）

身障手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	18,071	7,606	6,847	11,809	3,739	3,679	51,751
療育手帳	A			B			合計
	5,396 (うち満18歳以上 4,163)			8,644 (うち満18歳以上 5,613)			14,040
精神障害者 保健福祉手帳	1級		2級		3級		合計
	915		11,289		8,753		20,957

(21) 障がい者施設工賃向上支援

「福岡市障がい者工賃向上支援センター」による企業への業務開拓や契約、受注に向けた体制づくりなど障がい福祉サービス事業所に対する一体的な支援に取り組む。

(22) 障がい者ボウリング大会（福岡都市圏共同事業）

平成2年に開催された第26回全国身体障害者スポーツ大会（福岡開催）を記念し、開催する。

第29回福岡都市圏障がい者ボウリング大会 令和6年2月開催

(23) 福岡市障がい者スポーツ大会

本市における障がい者スポーツの振興と充実を図るため開催する。

開催時期 令和5年9月30日、11月25日

開催場所 博多の森陸上競技場、福岡市総合体育館

(24) 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団〔昭和48年2月設立〕

所在地 中央区荒戸三丁目3-39（市民福祉プラザ内）

事業内容

○社会福祉施設の管理運営

児童発達支援センター、療育センター（2か所）、心身障がい福祉センター、医療型児童発達支援センター、福岡市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）

○福祉事業の運営

障がい者就労支援センター、発達障がい者支援センター、早良区第1障がい者基幹相談支援センター、強度行動障がい者集中支援事業（障がい者地域生活・行動支援センターか〜む）等

- (25) **社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会**
 [昭和26年12月設立、昭和40年4月法人格取得]
- 所在地 中央区荒戸三丁目3-39 (市民福祉プラザ内)
- 事業費 (令和5年度予算) 22億213万円
 (うち市補助金6億2,963万円、委託料2億8,172万円)
- 事業内容 住民参加型の地域福祉活動の推進、校区社協の育成・指導、生活福祉資金の貸付、福祉バスの運営、市民福祉プラザの運営、ボランティアセンターの運営、ボランティア活動振興基金の運用、地域保健福祉振興基金事業、ファミリー・サポート・センターの運営、死後事務委任に関する事業、日常生活自立支援事業等
- ボランティアセンター** [昭和54年5月開設]
- 事業内容 ボランティア活動の開発普及、研修・育成・援助、情報収集・提供、調査研究、相談、連絡調整等
- 登録ボランティア (令和5年3月末現在)
 202グループ (5,148人)、個人1,143人
- ボランティア活動振興基金** [昭和56年4月設置 (運用開始昭和57年4月)]
- 基金額 (令和5年3月末現在) 6億5,344万円
- (26) **公益社団法人 福岡市シルバー人材センター** [昭和58年6月設立]
- 事業概要 会員は60歳以上 (入会年度内に60歳になる人を含む) 企業、官公庁等から仕事 (駐輪場の管理、植木、大工等) を引き受け会員に紹介する。
- 所在地 事務局 博多区千代一丁目25-15
- 支部 東、博多、中央、南、城南、早良、西
- 会員数 6,665人 (令和5年3月末現在)
- 就業人員 延501,562人 (令和4年度)
- 契約金額 24億4,091万円 (令和4年度)
- 市助成 補助金7,965万円 (令和5年度当初予算)

2 保健医療

(1) 保健事業の概要 健康教育・健康相談

対象者	事業内容	令和4年度実績等
40歳以上 65歳未満	健康教育：保健福祉センター（保健所）等で健康教室等を開催（無料） 健康相談：保健福祉センター（保健所）等で健康相談等を開催（無料） ※平成18年度から65歳以上は介護保険法に基づき実施	教育 延 19,266人 相談 延 17,508人

訪問指導

対象者	事業内容	令和4年度実績等
40歳以上65歳未満で療養上の保健指導が必要と認められる者及びその家族	保健師、訪問指導員等が訪問し、保健指導を行う。（無料） ※平成18年度から65歳以上は介護保険法に基づき実施	延 48人

健康診査

事業名	対象者	事業内容	令和4年度実績等
特定健診	40歳～74歳の国民健康保険被保険者	委託医療機関・保健福祉センター等で実施 身長・体重・腹囲・血圧測定・尿検査・血液検査・問診等 自己負担500円（市県民税非課税世帯、40歳、50歳、満70歳以上は無料）	55,804人
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療被保険者（75歳以上及び65歳～74歳で一定の障がいの認定を受けた人）	委託医療機関で実施 身長・体重・血圧測定・尿検査・血液検査・問診等 自己負担500円（減免制度なし）	※実施主体は福岡県後期高齢者医療広域連合
胃がん検診	40歳以上（胃透視検査）※1	各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施（600円）、委託医療機関で実施（1,800円）	（市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、満70歳以上は無料） 27,350人
	50歳以上（偶数年齢時）（胃内視鏡検査）※2	健康づくりサポートセンター、委託医療機関等で実施（1,800円）	
大腸がん検診	40歳以上	各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター、委託医療機関等で実施（500円）	38,321人

事業名	対象者	事業内容	令和4年度実績等
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 2年度に1回	各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施（400円） 委託医療機関で実施（1,200円）	52,512人
乳がん検診	40歳以上の女性 （マンモグラフィ検診） 2年度に1回	各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施 40歳代（1,300円） 50歳以上（1,000円） 委託医療機関で実施 40歳代（1,500円） 50歳以上（1,200円）	21,257人
肺がん検診	40歳以上 65歳未満	各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施 X線フィルム撮影（500円） ※50歳以上のハイリスク者のみ喀痰細胞診検査（700円）	8,561人
結核・肺がん検診	65歳以上	各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター等で実施 X線フィルム撮影（無料） ※ハイリスク者のみ喀痰細胞診検査（700円）	7,870人
前立腺がん検診	55歳以上の男性	委託医療機関で10月と2月に実施（1,000円） （市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、満70歳以上は無料）	17,619人
胃がんリスク検査	35歳、40歳	各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンター、委託医療機関等で実施（1,000円） （市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は無料）	3,100人
生活習慣病予防健診	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者のうち、医療保険未加入の40歳以上	委託医療機関で実施 問診、身体測定、血圧測定・尿検査・血液検査等（無料）	325人
よかドック30	30歳～39歳	委託医療機関、健康づくりサポートセンターで実施 身長・体重・腹囲・血圧測定・尿検査・血液検査・問診等（500円）（市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は無料）	3,806人
骨粗鬆症検査	40歳以上	各区保健福祉センター（保健所）、健康づくりサポートセンターで実施（500円） （市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、満70歳以上は無料）	6,828人

※1 健康づくりサポートセンターおよび検診車による検診は69歳まで

※2 40歳代の偶数年齢で、バリウムによる胃透視を医学的な理由により将来にわたって受診できない方に胃内視鏡検査の受診を認めている

(2) 健康づくり対策
健康づくり普及啓発

事業内容	令和4年度実績等
地域健康づくり事業 ・各区保健福祉センター（保健所）で実施 ・福岡市健康づくり月間（10月）	参加 延 6,252人
ヘルシースクール	
事業内容	令和4年度実績等
食事、運動、休養の個別健康相談会を健康づくりサポートセンターで実施	参加 75人

喫煙対策の推進

未成年の喫煙を防止するため、市立小学校における喫煙防止教育をはじめ、健康づくりサポートセンターにおける禁煙教室、保健福祉センターにおける健康教室、福岡市たばこ対策情報サイトによる啓発、5月31日の世界禁煙デーにあわせた啓発を実施

さらに、改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の取組みを推進する。

歯科健診

事業名	対象者	事業内容	令和4年度実績等
妊婦 歯科健診	妊婦	むし歯・歯周疾患の予防のため、委託歯科医療機関で実施	5,197人
産婦 歯科健診	産後1年 以内の人	むし歯・歯周疾患の予防のため、委託歯科医療機関で実施	1,742人
妊婦歯科 保健指導	妊婦	マタニティスクールの際、歯科衛生士による保健指導を実施	431人
乳幼児 歯科健診	幼稚園児 保育園(所)児	幼稚園、保育園(所)で歯科健診を実施	49,468人
障がい児等 歯科健診	0～6歳の 障がい児等	かかりつけ歯科医を持つことを目的に、委託歯科医療機関で実施	13人
歯科節目 健診	35・40・50・ 60・70歳の人	歯周疾患の予防のため、委託歯科医療機関で実施(500円)	2,216人

(3) その他の保健衛生対策の概要（主要なもの）

地域保健師活動

校区、保健福祉センター（保健所）で健康保持増進、疾病予防等地域住民の健康問題について指導援助する。

従事保健師数(令和5年度) 85人

エイズ対策

エイズに関する相談・検査を保健福祉センター（保健所）で実施し、正しい知識・行動の普及啓発、感染防止を図る。

エイズ検査は各区において実施(無料・匿名)

利用状況(令和4年度) 相談 2,793件、検査 1,984件

精神保健対策

事業名	事業内容	令和4年度実績等
精神保健相談	精神疾患の早期発見・治療等を図るため保健福祉センター（保健所）で各区月2回専門医による相談等を実施	延 128,065件
アルコール保健相談	酒害に関する相談と社会復帰などに関する専門相談等を精神保健福祉センターで月4回実施	延 176件
精神障がい者家族講座	精神障がいに対する家族の理解を深めるとともに、家族の支援力を高めることにより精神障がい者の社会復帰を促進する。	45回 参加 延 450人
うつ病予防教室	各区保健福祉センター及び公民館等でうつ病予防教室等を開催する。	65回 参加 延 1,134人

難病対策

事業内容	令和4年度実績等
難病患者等の不安軽減や疾病理解のため、難病講演会、患者交流会を行うなど在宅療養の支援を図る。	難病講演会37回 参加 延622人

アレルギー疾患対策

アレルギー疾患に関する正しい知識の普及のため、啓発に取り組みとともに、保健福祉センター（保健所）においてアレルギーに関する相談支援を行う。

新型コロナウイルス感染症対策

5類感染症への移行後も、引き続き、県や医療機関等と連携し、必要な検査・医療提供体制の確保に努めるとともに、市民へのワクチン接種を行う。

また、これまでの対応を踏まえ、今後の新興感染症等への対策の強化を図る。

(4) 健康づくりサポートセンター〔平成25年4月名称変更〕

所在地 中央区舞鶴二丁目5-1（あいれふ内）

事業内容 健康づくり、生活習慣病予防相談、普及・啓発、各種講座・教室実施、総合健診、糖尿病重症化予防事業等
施設内容 ホール等、研修室等、展示室、健診・検査室、健康運動室

健康づくりサポートセンター等複合施設（あいれふ）〔平成6年12月開設〕

施設内容 健康づくりサポートセンター、中央区保健福祉センター（保健所）、消費生活センター、人権啓発センター、精神保健福祉センター

規模 敷地 3,117.06㎡、延床 18,195.98㎡、地上10階・地下2階

- (5) **精神保健福祉センター**〔平成12年11月開設〕
精神保健福祉の専門的・中核的施設（精神保健福祉の知識の普及、精神障がい者の社会復帰、ひきこもり及び依存症の支援、発達障がい及び性同一性障がいの相談、自殺対策、関係機関への技術支援）
所在地 中央区舞鶴二丁目5-1（あいれふ内）
相談事業の実施状況（令和4年度）
延4,204人（面接190人、電話4,014人）
- (6) **動物愛護管理センター**〔平成24年4月名称変更〕
東部動物愛護管理センター（愛称：あにまるぼーと）
〔昭和54年4月開設、平成24年4月東部動物管理センターより名称変更〕
事業内容 犬の登録・狂犬病予防注射、犬の苦情相談、放浪犬の捕獲、
飼い主不明負傷犬猫の保護収容、飼えなくなった犬猫の
引き取り、動物取扱業の登録、特定動物の飼養保管許可
家庭動物啓発センター（愛称：ふくおかどうぶつ相談室）
〔昭和57年4月開設、平成23年4月西部動物管理センターより名称変更〕
事業内容 家庭動物飼育等の相談、猫の苦情相談、適正飼育の啓
発・情報発信、地域猫活動の相談受付・支援、動物関
係団体との共働の拠点、小学校等での動物愛護事業
- (7) **葬祭場**〔平成17年10月開設〕
所在地 南区松原六丁目1-1
施設内容 火葬炉25基、胞衣炉1基
管理運営（公財）ふくおか環境財団（指定管理者）
- (8) **保健環境研究所**〔平成9年5月開設〕
所在地 中央区地行浜二丁目1-34
規模 敷地面積2,725.65㎡、延床面積7,384.41㎡
地上5階（菰川雨水ポンプ場と合築）
主要施設 保健科学検査・研究室（細菌、ウイルス、感染症、
食品化学、微量分析）
環境科学検査・研究室（水質、生物、大気）
保健環境学習室「まもるーむ福岡」
- (9) **急患診療所等運営事業**
運営 一般社団法人福岡市医師会（指定管理者）、一般社団
法人福岡市歯科医師会に委託
令和5年度委託料 17億7,765万円

急患診療センター

所在地 早良区百道浜一丁目6-9

診察科目	診察時間	診療件数(令和4年度)	
内 科 小 児 科	月～金 19時30分～翌朝7時	合計	52,793人
	土曜・盆 19時～翌朝8時 (小児科の土曜は17時～翌朝8時)		
	日曜・祝日、年末年始 9時～翌朝8時		
外 産 婦 人 科	日曜・祝日、年末年始 9時～翌朝8時	休日	23,580人
		土曜	7,081人
		盆	1,240人
眼 科 耳 鼻 咽 喉 科	日曜・祝日、年末年始 9時～24時	年末年始	3,269人
		平日	17,623人

急患診療所

所在地 中央・早良区を除く各区保健福祉センター(保健所)

診察科目	診察時間	診療件数(令和4年度)	
内 科 小 児 科	東、南 日曜・祝日 9時～17時 年末年始 9時～24時	合計	328人
		東	153人
内 科	博多、城南、西 日曜・祝日 9時～17時 (西のみ 年末年始9時～24時)	博多	17人
		南	118人
		城南	16人
		西	24人

※博多、城南、西急患診療所は令和4年7月31日から一時的に休診中

歯科急患診療所 所在地 中央区大名一丁目12-43

診察科目	診察時間	診療件数(令和4年度)			
歯 科	日曜・祝日、盆(8/13～8/15)、 年末年始 9時～17時	合計	休日	盆	年末年始
		593	410	56	127

当番診療所

診察科目	診察時間	診療件数(令和4年度)
外 科	日曜・祝日、年末年始 9時～17時	4,408人

(10) 福岡市医療通訳コールセンター

外国人向けに医療に関する電話通訳サービスを提供

対応時間	対応言語	電話番号
24時間・365日	20言語	092-733-5429

(11) 地方独立行政法人 福岡市立病院機構〔平成22年4月1日設立〕

福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

施設概要

区分	福岡市立こども病院	福岡市民病院
所在地	東区香椎照葉五丁目1-1	博多区吉塚本町13-1
開設	昭和55年9月(平成26年11月移転新築)	平成元年5月
規模	6階建 敷地面積 35,000㎡ 延床面積 28,411.33㎡	地上9階、敷地面積 6,028.78㎡ 地下1階建 延床面積 15,906.17㎡
病床数	一般病床 239床	一般病床 200床 感染症病床 4床
事業内容	○小児医療部門 2次救急、一般診療機関で診断・治療が困難な概ね15歳以下の小児患者の高度・専門的な診断・治療 ○周産期部門 地域周産期母子医療センターの認定を受け、胎児に起因するハイリスク妊婦症例の高度・専門的な診断・治療	○急性期病院として脳神経・脳卒中センター、ハートセンター、ICU、SCU、CCU等を設置し地域に不足する高度救急医療を提供 ○癌・腎臓・肝臓・消化器・代謝疾患・脊椎外科・糖尿病等に関する、専門的医療を提供 ○第二種感染症指定医療機関
診療科目	総合診療科、アレルギー・呼吸器科、小児神経科、腎疾患科、内分泌・代謝科、血液・感染免疫科、こころの診療科、小児感染免疫科、放射線科、産科、胎児循環器科、新生児科、麻酔科、集中治療科、循環器科、循環器集中治療科、心臓血管外科、小児外科、整形・脊椎外科、リハビリテーション科、形成外科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、脳神経外科、小児歯科	内科、消化管内科、肝臓内科、糖尿病内科、腎臓内科、脳神経内科、循環器内科、感染症内科、外科、消化管外科、肝臓外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、救急科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科
職員数 (正規職員)	医師・歯科医師 73人 事務職等 24人 看護師・助産師 429人 医療技術職 74人 計 600人	医師 55人 事務職等 22人 看護師 242人 医療技術職 69人 計 388人

(注) 職員数(正規職員)は、令和5年5月1日現在の数

利用状況 (令和4年度)

延患者数	入院	73,246人	52,866人
	外来	96,481人	51,516人
1日平均 患者数	入院	200.7人	144.8人
	外来	397.0人	212.0人
病床利用率		84.0%	71.0%

(12) 国民年金
制度の概要（令和5年度）

被保険者	第1号	自営業者、学生、無職の人などで厚生年金保険に加入していない人
	第2号 第3号 任意加入	厚生年金保険に加入している人 第2号被保険者に扶養されている配偶者 ①60歳以上65歳未満の人 ②60歳未満の被用者年金老齢給付受給者 ③20歳以上65歳未満の在外邦人 ④65歳以上70歳未満で受給資格期間が不足している人
年金給付	老齢基礎	40年納付で月額66,250円【66,050円】（10年〈平成29年7月までは25年〉以上納付で65歳から支給）
	障害基礎	月額 1級：82,812円【82,562円】 2級：66,250円【66,050円】
	遺族基礎	月額 85,308円【85,108円】（子が1人いる妻または夫の場合）
	付加年金、寡婦年金、死亡一時金（第1号、任意加入被保険者のみ） 厚生年金保険等は報酬比例の年金を基礎年金に上乗せ支給する。	
保険料	月額 定額保険料：16,520円 付加保険料：400円	

- (注) 1.市町村で行う事務は、第1号被保険者に関する届出や申請等の受理及び国への報告等であり、保険料は直接国（厚生労働省）が収納する。
2.平成27年10月1日から「被用者年金一元化法」により、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一された。
3.年金給付の【 】内は68歳以上の人の額。

福岡市の受給権者数（令和5年3月末）

老齢基礎年金	327,604人
障害基礎年金	25,007人
遺族基礎年金	2,598人

(13) 医療費助成制度

事業名	事業概要	令和4年度実績等 (令和5年度予算)
子ども医療費助成	中学校3年生までの児童の保険診療による医療費の自己負担分（一部負担有）を助成	199,380人 (58億6,673万円)
ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のない児童の保険診療による医療費の自己負担分（一部負担有）を助成（所得制限有）	26,598人 (9億5,022万円)
重度障がい者医療費助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度(A)判定、精神障害者保健福祉手帳1級の者の保険診療による医療費の自己負担分を助成（所得制限有）	23,764人 (38億2,401万円)

- (注) 令和6年1月から、子ども医療費の助成対象年齢を高校生世代（18歳に達する日以後最初の3月31日）まで拡大する。

(14) 国民健康保険

区 分	基礎分保険料率	支援分保険料率	介護分保険料率 ^{*2}
所得割 (50%) ^{*1}	6.64%	3.39%	2.97%
均等割 (30%) 1人につき	20,500円	9,662円	10,061円
平等割 (20%) 1世帯につき	19,731円	9,300円	7,608円
賦課限度額	650,000円	220,000円	170,000円

(注) ※1. 令和4年中の基礎控除後の総所得金額等に各所得割料率を乗じて算出する。

※2. 介護分保険料率は介護第2号被保険者について適用する。

給付内容

ア 一部負担割合	小学校就学前	2割
	小学校就学後～70歳未満	3割
	70歳以上	2割
	(70歳以上で現役世代並み所得者)	3割)

イ 高額療養費

1人の被保険者について、同じ診療月内（1日～末日）に、1つの医療機関で、医療費の一部負担金が高額になったとき、申請し、審査による支給決定後、表の自己負担限度額を超えた分が支給される。（その他、一定要件を満たした場合に支給）

(70歳未満の人)

所得区分	基礎控除後の 総所得金額	自己負担限度額	
		過去12ヶ月の高額該当3回まで	4回目以降
上位所得者	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一 般	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯		35,400円	24,600円

(70歳以上75歳未満の人)

所得区分	自己負担限度額	
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位
現役並み 所得者Ⅲ ^{*1}	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円> ^{*7}	
現役並み 所得者Ⅱ ^{*2}	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円> ^{*7}	
現役並み 所得者Ⅰ ^{*3}	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円> ^{*7}	
一 般	18,000円 ^{*6}	57,600円 <44,400円> ^{*7}
低所得Ⅱ ^{*4}	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ^{*5}	8,000円	15,000円

- (注) ※1. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額が690万円以上の人がいる場合
 ※2. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額が380万円以上690万円未満の人がいる場合
 ※3. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額が145万円以上380万円未満の人がいる場合
 ※4. 国保の世帯全員が市民税非課税で低所得Ⅰ以外の場合
 ※5. 国保の世帯全員が市民税非課税で税の所得額が0円の場合（年金所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）
 ※6. 年間限度額は144,000円（8月から翌年7月までの診療分。1年ごとに計算）
 ※7. 過去12か月以内に自己負担限度額を越えた支給が4回以上あった場合、4回目以降はく　　の金額となる

ウ 入院時食事療養費・入院時生活療養費

入院した時の食事代は、他の医療費とは別に定額（食事療養標準負担額）を負担し、残りが入院時食事療養費として支給される。

また、療養病床に入院する場合は、医療費とは別に食費・居住費を定額（生活療養標準負担額）負担し、残りが入院時生活療養費として支給される。

所得区分		一般病床等 ^{*8}	療養病床 ^{*11}	
		食事代	食費 ^{*12}	居住費
現役並み所得者 ^{*1} 上位所得者 ^{*2} 一般 ^{*3}		460円 ^{*9}	460円 ^{*13}	370円 (指定難病患者は0円)
市民税非課税世帯 低所得Ⅱ ^{*4}	90日までの入院 ^{*7}	210円	210円	
	90日を超える入院 ^{*7}	160円 ^{*10}		
低所得Ⅰ ^{*5}		100円	130円	
境界層該当者 ^{*6}		—	100円	0円

- (注) ※1. 国民健康保険（70歳以上）の場合で、医療費の自己負担割合が3割の人
 ※2. 国民健康保険（70歳未満）の場合で、基礎控除後の総所得金額が600万を超える人
 ※3. 現役並み所得者、上位所得者、市民税非課税世帯、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ、境界層該当者以外の人
 ※4. 国保の世帯全員が市民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）
 ※5. 国保の世帯全員が市民税非課税で、各種収入から必要経費・控除（年金収入は80万円、給与所得がある場合は給与所得から10万円）を差し引いた税の所得額が0円の人
 ※6. 平成29年10月以降の入院で、食費と居住費の自己負担額を食費100円、居住費0円に減額すれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる方
 ※7. 食費の減額申請をした月以前の12ヶ月以内の入院日数（所得区分が市民税非課税世帯・低所得Ⅱ以外の期間の日数は除く）
 ※8. 精神病床、結核病床、感染症病床および65歳未満の療養病床含む
 ※9. 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者及び平成28年4月1日においてすでに1年を超えて精神病床に入院している患者については260円
 ※10. 160円の適用を受けるには申請が必要
 ※11. 65歳以上の方のみ対象
 ※12. 市民税非課税世帯、低所得Ⅱ、低所得Ⅰで、入院医療の必要性の高い患者については一般病床等の食事代と同額が自己負担
 ※13. 一部医療機関では420円

エ 高額介護合算療養費

一年間に支払った医療費と介護保険の自己負担額を世帯で合算し、一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により払い戻される。

所得区分* ¹ (70歳未満の人)	自己負担 限度額	所得区分 (70歳以上75歳未満の人)	自己負担 限度額
901万円超	2,120,000円	現役並み所得者Ⅲ* ²	2,120,000円
600万円超901万円以下	1,410,000円	現役並み所得者Ⅱ* ³	1,410,000円
210万円超600万円以下	670,000円	現役並み所得者Ⅰ* ⁴	670,000円
210万円以下	600,000円	一 般	560,000円
市民税非課税世帯	340,000円	市 民 税	低所得Ⅱ* ⁵
		非課税世帯	低所得Ⅰ* ⁶
			310,000円
			190,000円

- (注) ※1. 基礎控除後の総所得金額により区分
 ※2. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額が690万円以上の人がある場合
 ※3. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額380万円以上690万円未満の人がある場合
 ※4. 70歳以上の世帯員で、自己負担割合が3割で、各種税控除後の所得額145万円以上380万円未満の人がある場合
 ※5. 国保の世帯全員が市民税非課税で低所得Ⅰ以外の場合
 ※6. 国保の世帯全員が市民税非課税で税の所得額が0円の場合（年金所得は控除額を80万円として計算、給与所得がある場合は給与所得から10万円を控除）

オ 出産育児一時金 488,000円

産科医療補償制度に加入する医療機関等の管理下で出産（死産を含み22週以降のものに限る）した場合12,000円を加算する。

カ 葬祭費 30,000円
 キ はりきゅう費 被保険者1人につき1日1回1,000円
 月8回まで助成

概 況

区 分		令和4年度	令和5年度
被保険者数	(月平均)	305,778人	298,900人
被保険者世帯数	(月平均)	214,694世帯	213,000世帯
加入率 人 口	(%)	19.35	18.89
世 帯	(%)	25.55	25.18
年間1人当たり受診回数	(回)	10.92	10.98
費用額 1件当たり	(円)	33,084	33,526
1人当たり	(円)	361,120	367,973

(注) 令和4年度：実績、令和5年度：当初予算（加入率は、3月31日現在登録人口世帯に対する割合）

(15) 後期高齢者医療制度

被保険者	75歳以上の人 65歳以上75歳未満で、一定の障がいについて広域連合の認定を受けた人	
保 険 料	所 得 割	令和4年中の基礎控除後の総所得金額等の10.54%
	均 等 割	56,435円
	賦課限度額	660,000円

給付内容

ア 一部負担割合

一 般	1割または2割 ^{*1}
現役並み所得者	3割 ^{*2}

(注) ※1. 一定以上の所得がある人は2割となる。

※2. 同じ世帯で市民税課税所得145万円以上の被保険者がいる場合、原則として、現役並み所得者となる。

イ 高額療養費及び入院時食事療養費・入院時生活療養費

同一月医療費の自己負担限度額超過分は高額療養費を支給し、入院時の食費等の自己負担額は定額の標準負担となる。

自己負担限度額（月額（暦月単位））

負担区分	外来 + 入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み 所得者Ⅲ	252,600円 +	(総医療費 - 842,000円) × 1% [140,100円] ^{*4}
現役並み 所得者Ⅱ	167,400円 +	(総医療費 - 558,000円) × 1% [93,000円] ^{*4}
現役並み 所得者Ⅰ	80,100円 +	(総医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] ^{*4}
一般Ⅰ・Ⅱ	18,000円 ^{*3}	57,600円 [44,400円] ^{*4}
区分Ⅱ ^{*1}	8,000円	24,600円
区分Ⅰ ^{*2}		15,000円

(注) ※1. 区分Ⅱ 世帯全員が市民税非課税の世帯に属する方（区分Ⅰ以外の方）

※2. 区分Ⅰ 世帯全員が市民税非課税かつ各種収入から必要経費・控除（年金収入は80万円）を差し引いた所得が0円の世帯に属する方等

※3. 年間限度額は144,000円。令和4年10月1日から令和7年9月30日診療分について、2割負担の人は1ヶ月の外来診療の自己負担額を、1割負担の場合と比べて3,000円の増加に抑える配慮措置あり。

※4. []は、過去12か月以内に世帯単位で払戻しを受けた場合の4回目以降の限度額

食費（1食当たり）、居住費（1日当たり）

負担区分		一般病床	療養病床			
			右に該当しない方		入院医療の必要性の高い方	
		食費	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者、一般		460円*1	460円*2	370円	460円*2	370円 (指定難病 患者を除く)
区分Ⅱ	90日までの入院	210円	210円		210円	
	90日を超える入院	160円			160円	
区分Ⅰ	老齢福祉年金受給者	100円	130円		100円	
		100円	0円	0円		

(注) ※1. 指定難病患者及び平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院して
いて、平成28年4月1日以降引き続き入院している方は260円

※2. 一部医療機関では420円

ウ 高額介護合算療養費

1年間（8月から翌年7月までの診療分）に支払った後期高齢者医療と介護保険の自己負担額を世帯で合算し、一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により払い戻される。

エ 葬祭費 30,000円

オ 後期高齢者健康診査 自己負担500円

制度の運営

福岡県後期高齢者医療広域連合が行う主な業務	市（区）で行う主な業務
<ul style="list-style-type: none"> 資格の管理 保険料の決定 医療を受けたときの給付 健康診査 保険財政の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収・相談 申請や届出の受付 保険証の交付

福岡県後期高齢者医療広域連合〔平成19年3月設立〕
福岡県内の全市町村で設立した特別地方公共団体
所在地 博多区千代四丁目1-27
議員 定数34人（うち福岡市3人）

対象者数

区 分	令和4年度	令和5年度
被保険者数（人）*1 (A)	164,358	171,947
人口（人）*2 (B)	1,619,893	1,633,502
人口比（%）(A)/(B)	10.1	10.5

(注) ※1. 各年度4月1日現在 広域連合調べ
※2. 各年度4月1日現在 福岡市推計人口

3 住宅都市

(1) 都市計画区域及び市街化区域、市街化調整区域

(単位：ha)

区 分		面 積
令和5年4月	都市計画区域	34,082
	(市街化区域)	16,372
	(市街化調整区域)	17,710

(2) 地域地区 (令5.4.1現在)

ア 用途地域 (単位：ha)

区 分	面 積
総 数	16,372
第一種低層住居専用地域	4,088
第二種低層住居専用地域	10
第一種中高層住居専用地域	2,410
第二種中高層住居専用地域	345
第一種住居地域	3,337
第二種住居地域	1,570
準住居地域	166
近隣商業地域	333
商業地域	1,485
準工業地域	2,011
工業地域	574
工業専用地域	43

(注) 福岡市においては田園住居地域を都市計画決定していない。

※四捨五入しているため、合計と合わないものがある。

イ その他の地域地区 (令5.4.1現在)

(単位：ha)

区 分		か所	面積	区 分		か所	面積
特 別 用 途 地 区		2	2,162	風 致 地 区		12	441.3
高 度 地 区	第一種15メートル高度地区	—	945	駐 車 場 整 備 地 区		4	632
	第二種15メートル高度地区	—	1,889	臨 港 地 区		1	808.7
	第一種20メートル高度地区	—	15	特 別 緑 地 保 全 地 区		71	117.5
	第二種20メートル高度地区	—	4,992	生 産 緑 地 地 区		13	2.74
小 計		—	7,841	流 通 業 務 地 区		1	* 80
高 度 利 用 地 区		12	18.2				
防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域	防 火 地 域	—	160				
	準 防 火 地 域	—	2,516				
	小 計	—	2,676				

(注) ※は一部粕屋町を含む。

(3) 地区計画

地区住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じて、道路、公園などの地区施設や建築物等に関する制限などのルールを都市計画として定め、これに沿って開発や建築行為を規制・誘導することにより、良好な市街地環境の形成・保全を図るもの。

また、低・未利用地などにおいては、再開発等促進区を定め、道路、公園などの公共空間を整備することにより、建築物の容積率等に関する制限を緩和するなど、良好なプロジェクトを誘導し、土地の高度利用と都市機能の増進を図っている。

地区計画決定地区 135地区 約1,472.0ha（令5.4.1現在）

（うち、再開発等促進区を定めた地区計画決定地区17地区 約104.2ha）

(4) 都市計画マスタープランの活用

地域の住民がまちづくりに取り組むにあたっては、一人ひとりが地域のまちづくり活動に主体的に取り組むことが重要である。都市計画マスタープランは、このような地域のまちづくりに向けての基礎となるもので、その他都市計画に関する事項とあわせ、積極的な情報の提供を行うなど、住民主体のまちづくりの支援の一環として、地元説明会や勉強会等の場で活用している。

(5) 都心部の機能強化と魅力づくり

都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント（中央ふ頭・博多ふ頭）において、国の支援制度や民間活力を活用しながら、環境負荷の低減にも対応した都市開発の誘導・支援を進めるとともに、地区間相互の連携を高めながら、都心の森一万本プロジェクトを推進し、みどりやアート、歴史など、多様な個性や豊かさを感じられる、多くの市民や企業から選ばれるまちづくりに取り組む。

(6) 天神ビッグバンの推進

天神地区において、警固断層等のリスクに対応するため、航空法高さ制限の緩和や市独自の規制緩和等により、民間活力を最大限に引き出しながら、耐震性の高い先進的なビルへの建替えを促進し、より国際競争力が高く、安全安心で、環境にも配慮した魅力的なまちづくりを進める。

(7) 博多コネクティッドの推進

博多駅周辺地区において、交通基盤の拡充とあわせ、規制緩和等により、耐震性の高い先進的なビルへの建替えを誘導し、駅周辺地区との回遊性の向上や多様な個性や豊かさを感じられるまちづくりに取り組む。

(8) ウォーターフロント地区まちづくりの推進

ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）において、MICE機能の集積や都心部の貴重な海辺空間等の地区の特性を活かし、ふ頭基部において、市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりの検討に取り組む。

(9) 都心部交通対策の推進

マイカーから公共交通への転換や自動車交通の削減・抑制を図るため、交通マネジメント施策などを推進する。

(10) 快適で高質な都心回遊空間の創出事業

都心部の各地区を結ぶ回遊空間において、地区ごとの特性に応じ、水辺や歴史などの既存資源を活かしながら、市民や来街者が安心して楽しく回遊できるよう、花や緑、憩いにつながる、快適で質の高い歩行者空間の創出に取り組む。

(11) 地域主体のまちづくりの推進

地域の特性や課題に応じたまちづくりを計画的・総合的に推進するため、地域の主体的なまちづくり活動等を支援する。

活動費助成地区（令和5年度予定） 全市2地区

(12) 市街化調整区域における定住化促進

市街化調整区域の活性化に寄与するため、定住化促進に係る地域の取組みに対する支援を行う。

(13) 自動車専用道路の検討

福岡前原道路路船寺インターのフルインター化について、調査・検討を行う。

(14) 都市景観形成の推進

景観法に基づく福岡市景観計画及び都市景観条例、並びに屋外広告物法、屋外広告物条例及びピンクちらし等の根絶に関する条例に基づき、次の施策を推進する。

○景観計画区域内における建築等の景観誘導

届出件数 大規模建築物等 287件（令和4年度）
都市景観形成地区内の建築物等 61件
（令和4年度）

○都市景観形成地区の指定及び景観協定の認可

指定地区 シーサイドももち、御供所、天神（明治通り・渡辺通り）、香椎副都心（千早）、アイランドシティ
香椎照葉、元岡、はかた駅前通り、承天寺通り

認可地区 香椎照葉七丁目戸建住宅第1地区
香椎照葉七丁目戸建住宅第2地区
香椎照葉六丁目集合住宅第1地区
香椎照葉七丁目集合住宅第1地区

- 景観づくり地域団体の認定及び活動支援
認定団体 御供所まちづくり推進協議会（平成6年認定）、
唐津街道姪浜まちづくり協議会（平成22年認定）、
宮崎宮地区歴史景観づくり検討会（令和4年認定）
- 福岡市都市景観賞による表彰〔昭和62年度開設〕
表彰件数 大濠テラス～八女茶と日本庭園と。～（第29回大賞）など221件（令5.4.1現在）
- 彫刻のあるまちづくり〔昭和58年度～平成12年度〕
設置彫刻 ヘンリー・ムーア作品など25点
- ラッピングバスや広告付きバスシェルター等の広告デザイン審査
- 屋外広告物適正化の推進
屋外広告物許可 許可個数52,607個（令和4年度）
路上違反広告物対策 除却数7,334枚（令和4年度）
市民との共働による路上違反広告物対策
路上違反広告物追放登録員制度 登録状況 65団体、
1,333人（令5.4.1現在）

(15) 地下鉄七隈線沿線まちづくり

地下鉄七隈線沿線における良好な市街地の形成と西南部地域における新たな拠点の形成を図る。

令和5年度計画 沿線地区におけるまちづくりの誘導・支援及び、拠点地区における面的整備や施設の複合化に対する地元合意形成の促進。延伸区間（天神南～博多）においては、関係機関や沿線の地元、エリアマネジメント組織などと連携を図り、魅力あるまちづくりを推進

(16) 都市高速鉄道（環状型）調査

南部方面への対応として、博多駅地区との結節を考慮しつつ、地域の将来的なまちづくりとあわせて調査・検討を進める。

(17) 地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化

貝塚駅における乗継ぎの解消や鉄道ネットワークの充実など鉄道利便性の向上を図るために、地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化を目指す。

(18) 生活交通支援事業

「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年12月28日施行）」に基づき、バス路線の休廃止に伴う公共交通空白地への代替交通の確保などに取り組むとともに、オンデマンド交通の社会実験を実施するなど、持続可能な仕組みづくりに取り組む。

(19) 公共交通バリアフリー化促進事業

「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、鉄道駅のバリアフリー化整備や、ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入に対する補助を行い、公共交通のバリアフリー化を促進する。

(20) 自動車等の保有状況

自動車登録台数（各年度末現在）（単位：台）

区分	総数	貨物自動車	乗合自動車	乗用自動車	特殊用途車	大型特殊車	小型二輪車
令和2年度	544,784	58,344	2,568	451,171	11,190	1,485	20,026
令和3年度	548,042	58,910	2,498	452,845	11,300	1,490	20,999
令和4年度	552,063	59,384	2,468	455,230	12,908	1,496	22,073

軽自動車、原動機付自転車台数（各年度末現在）（単位：台）

区分	総数	軽自動車		小型特殊自動車	原動機付自転車
			内四輪		
令和2年度	322,138	226,932	211,133	2,351	92,855
令和3年度	325,630	230,483	214,159	2,426	92,721
令和4年度	327,314	232,389	215,591	2,449	92,476

(注) 1. 非課税車両（官公署所有分）を含む。2. 原動機付自転車はミニカーを含む。

(21) 交通対策

バス専用レーン（令4.4.1現在）

区分	専用レーン	優先レーン	バス専用道路	計
区間数	30	15	3	48
延長	60.9km	21.8km	0.6km	83.3km

中央線変移規制（午前7:00～9:00、日曜・祝日を除く）

（令4.4.1現在）

区分	区間	延長（m）
福岡筑紫野線	井尻～宝町	*50

(注) ※は春日市を中心とする実施区間（井尻～宝町）のうち市内の区間

(22) 市施行済土地地区画整理事業

(単位：m²、百万円、%)

事業名	施行面積	都市計画 決定年月日	認可 年月日	換地処分 年月日	事業費	減歩率	
						公共	保留地
戦災復興	3,286,850	昭21.10.24	昭22. 1.27	昭47. 2.22	1,192	19.10	0.60
平尾	1,627,232	昭25. 7. 5	昭28. 7. 8	昭39.11.12	306	13.20	22.60
博多駅	2,669,831	昭31. 4. 9	昭33. 3. 7	昭48. 6.16	11,315	14.60	3.83
寺塚	1,805,179	昭34. 2.21	昭36. 3.30	昭43. 2.13	979	15.89	12.48
塩原	1,539,191	昭43.11. 6	昭47. 3.21	昭62. 1. 5	34,798	14.64	—
姪浜	557,246	昭63.12.15	平元.10.16	平15. 3.31	50,300	14.50	—
筥崎	278,323	平 4. 1.17	平 4. 9.14	平23. 3.31	49,800	11.81	—
伊都	1,304,477	平 8.10.14	平 9. 9.18	平27. 3.16	40,700	20.80	7.50

(注) 戦災復興土地地区画整理事業の施行者は市長である。

(23) 組合施行土地地区画整理事業 (施行済)

(単位：地区、ha)

施行者	地区数	施行面積
土地地区画整理組合	48	約2,113

※令和5年3月末現在、施行中2地区。

(24) 市街地再開発事業 (施行済)

(単位：m²、百万円)

事業名	施行者	施行面積	認可年月日	事業費	再開発ビル用途	公共施設整備
清川一丁目地区※	市	5,828	昭41. 8.25	1,096	店舗、住宅、 駐車場等	道路1本
渡辺通地区第1種	市	22,424	昭49.10.23	23,189	ホテル、商業、 業務、駐車場等	道路4本、広場、 地下道2本
西新地区第1種	市	11,081	昭51. 7.28	8,870	商業	道路2本、 地下道1本
高宮地区第1種	市	19,341	昭58.12.27	14,300	商業、住宅等	道路5本、 駐車場、広場
千代地区第1種	市	12,620	昭60. 3.28	11,300	業務、商業	道路5本、広場
住吉一丁目地区第1種	個人	42,000	平 4. 8.28	75,500	商業、ホテル、 業務、劇場等	道路2本
天神地区第1種	市	11,662	平 4. 3. 4	41,953	商業、業務、 ホール	道路2本
下川端地区第1種	組合	28,400	平 4. 7.29	97,800	商業、ホテル、 美術館、業務等	道路3本、 駐車場
下川端東地区第1種	組合	8,100	平 7. 2.20	37,100	劇場、業務、 商業等	道路3本
薬院大通り西地区第1種	都市再生機構	4,089	平14. 5.16	7,547	商業、業務、住宅、 公益的施設等	地下鉄施設、 駐輪場

(注) ※は、市街地改造法に基づく市街地改造事業

(25) 優良建築物等整備事業（民間施行）（単位：㎡、人、百万円）

事業名	事業期間	施行面積	権利者数	用途	事業費
竹丘町一丁目地区	昭62～平3	1,913	22	店舗付共同住宅	1,344
元町二丁目地区	平4～7	1,055	11	住宅、店舗、駐車場	868
天神一丁目第2地区	平7～12	2,130	49	業務、店舗、駐車場	4,502
唐人町一丁目西地区	平9～11	2,086	17	住宅、店舗、駐車場	2,238
唐人町一丁目西第2地区	平10～12	1,510	14	住宅、店舗、駐車場	1,332
御供所地区	平12～14	6,959	2	住宅、店舗、駐車場	3,169
唐人町商店街東地区	平14～18	3,033	38	住宅、店舗、駐車場	3,160

(26) 玄界島復興事業（施行済）

施行主体	福岡市、一部福岡県
施行面積	約7.4ha
施工期間	平成17～19年度
総事業費	約71億円
主な事業	小規模住宅地区改良事業
整備内容	公共基盤(道路、公園) 賃貸集合住宅115戸（うち県営住宅50戸）

(27) 東部広域拠点整備（香椎）

区分	香椎駅周辺 土地区画整理事業
施行主体	福岡市
施行面積	約20.7ha
都市計画決定	平成9年11月17日
事業認可公告	平成11年10月28日
施行期間	平成11～令和8年度
総事業費	534億円
施設整備	道路、公園等
権利者数	約850人
平均減歩率	9.54%
令和5年度事業	清算金

(28) 九州大学学術研究都市づくり

本市西部における活力創造拠点の形成を図るため、九州大学学術研究都市構想の推進に向けて、九州大学伊都キャンパス周辺のまちづくりに取り組む。

(29) 跡地のまちづくり

九州大学箱崎キャンパス跡地について、関係者と連携・協力して、良好な市街地の形成と多様な都市機能の導入を図り、地域拠点にふさわしいまちづくりに取り組む。

区分	貝塚駅周辺 土地区画整理事業
施行主体	福岡市
施行面積	約23.4ha
都市計画決定	令和 2年 6月29日
事業認可公告	令和 3年 3月29日
施行期間	令和2～令和10年度（清算期間を除く）
総事業費	49億円
施設整備	道路、公園等
権利者数	19人（事業認可時）
平均減歩率	31.70%
令和5年度事業	工事、補償等

また、箕子小学校跡地、冷泉小学校跡地、こども病院跡地等について、土地を所管する部局と連携し、地域をはじめ福岡市の魅力向上につながる跡地活用の早期実現に向けて取り組む。

(30) 公園緑地

(単位：㎡)

区 分		令和5年4月1日		令和6年4月1日見込		
		か所数	面 積	か所数	面 積	
合 計		1,698	14,354,459	1,702	14,359,264	
小 計		1,697	14,326,709	1,701	14,331,514	
都市公園	小 計	1,691	9,447,064	1,695	9,451,869	
	住 基 幹 公 園	幼 児 公 園	656	219,261	658	220,328
		街 区 公 園	711	1,583,343	713	1,586,943
		近 隣 公 園	74	1,200,231	74	1,200,231
		地 区 公 園	9	466,671	9	466,671
	都 市 基 幹 公 園	総 合 公 園	7	2,178,340	7	2,178,478
		運 動 公 園	6	1,035,550	6	1,035,550
	特 殊 公 園	風 致 公 園	12	817,849	12	817,849
		歴 史 公 園	3	29,899	3	29,899
		植 物 公 園	1	146,757	1	146,757
		墓 園	3	599,658	3	599,658
	都 市 緑 地	184	947,219	184	947,219	
	緑 道	25	222,286	25	222,286	
	県 営	小 計	5	720,540	5	720,540
近 隣 公 園		1	31,000	1	31,000	
地 区 公 園		1	51,616	1	51,616	
総 合 公 園		2	468,017	2	468,017	
風 致 公 園		1	169,907	1	169,907	
国 営	大 規 模 公 園	1	4,159,105 (662,105)	1	4,159,105 (662,105)	
市 民 緑 地		1	27,750	1	27,750	
市 民 一 人 当 た り 面 積	合 計		8.86		8.87	
	市 営 公 園		5.83		5.84	
	県 営 公 園		0.44		0.45	
	国 営 公 園		2.57		2.57	
	市 民 緑 地		0.02		0.02	

(注) ()内は国営公園計画区域内に市が公園施設(雁の巣レクリエーションセンター)を設置・管理している面積で内数

(31) **かなたけの里公園**〔平成24年6月開園〕

自然と農業が守られてきた金武地域の特徴を活かし、市民が自然や農業と直接ふれあえるレクリエーション、リフレッシュの場を創出するとともに、金武地域の振興・活性化に寄与する場とする。

所在地 西区大字金武

計画面積 約12.7ha 管理面積 11.5ha

主な施設 体験畑、花畑、芝生広場、せせらぎ、分区園（平成25年9月供用開始）

(32) **アイランドシティ中央公園**〔平成19年4月1日全面開園〕

アイランドシティの街づくりのコンセプトである環境共生・健康福祉医療・コミュニティに基づき、新たな都市のシンボルとなる総合公園として整備。平成17年秋に「第22回全国都市緑化ふくおかフェア」の会場として利用された。

所在地 東区香椎照葉三丁目及び四丁目

面積 計画面積15.6ha 管理面積19.4ha

主な施設 「ぐりんぐりん」（緑の体験学習施設）、多目的広場、グリーナリー、国際交流庭園

(33) **西南杜の湖畔公園**

自然樹林地や溜池、既存の公園などを活かした西南部地区の総合公園として整備する。

所在地 城南区七隈六丁目、梅林三丁目、干隈二丁目

計画面積 計画面積19.2ha 管理面積12.3ha

事業年度 平成9～23年度

主な施設 球技場1面、野球場1面、テニス競技場（コート4面）

(34) **東平尾公園**

福岡空港東側丘陵地一帯の国有地を主体に総合公園を設置平成7年「ユニバーシアード福岡大会」のメイン会場

所在地 博多区東平尾公園一丁目及び二丁目外

面積 計画面積95.3ha 管理面積88.1ha

総事業費 約302億円、事業年度 昭和50年度～平成9年度

主な施設 (市営) 陸上競技場1面、補助競技場1面、球技場1面、野球場3面、テニス競技場（コート20面、内センターコート1面）、弓道場1か所、ユニバーシアード記念の杜、冒険コーナー、駐車場、展望台等
(県営) 総合プール、スポーツ科学情報センター

(35) **海の中道海浜公園**（国営公園）〔昭和56年10月一部供用開始〕

自然の生態系を尊重し、現在の地形や緑の保全を基本とし、さらに積極的に自然環境の創出を図り、北部九州を中心とする広域圏域の住民を対象とする海浜自然レクリエーションの場として整備する。

所在地 東区大字奈多～大字西戸崎
計画面積 539.4ha (昭和50年5月17日都市計画決定)
開園面積 約349.7ha (令5.4.1現在)
主な施設 西口広場、水辺の広場、大芝生広場、動物の森、野鳥の森、子供の広場、サンシャインプール、いこいの森(青少年海の家等)、文化施設群エリア(ホテル、マリナー、海洋生態科学館等)、四季の森、光と風の広場、サイクリング道路、野外劇場、環境共生の森、海の松原、博多湾パノラマ広場、森の池エリア等

令和5年度事業費 19.2億円
令和5年度主な事業 玄界灘側海浜部(D地区)整備、園内再生可能エネルギー導入等

利用状況 (令和4年度) 約240.6万人
入園料 大人(15歳以上)450円 中学生以下無料
シルバー(65歳以上)210円

海洋生態科学館(マリンワールド海の中道)〔平成元年4月開館〕
〔平成29年4月12日リニューアルオープン〕

海洋生物と海洋環境を取り入れた全国レベルの規模と国際レベルの質をもった施設を目指し、市民をはじめ多くの人々にレクリエーションや教育の場を提供する。

所在地 海の中道海浜公園リゾートエリア内
面積 延床面積 21,400㎡
建設費 約110億円
建設主体 国土交通省、都市再生機構、福岡市の共同建設
リニューアル事業費 約34億円
管理運営 マリンワールドPFI株式会社
主要施設 滝と緑のセンターガーデン、九州の外洋 外洋大水槽、ショープール、阿蘇水の森、レストラン等
利用状況 (令和4年度) 約98.3万人
入館料 大人2,500円 小中学生1,200円 シニア2,200円
幼児(3歳以上小学生未満)700円

(36) **福岡市雁の巣レクリエーションセンター**〔昭和46年10月開設〕

所在地 東区大字奈多
面積 66ha(海の中道の国有地を無償借受け)
施設 野球場11面、硬式野球場2面、ソフトボール場5面(うちスタンド付1面)、少年野球場、球技場6面、多目的グラウンド3面(1面は屋根付全天候型)、サイクリングコース、レジャー農園、テニスコート4面、スケートボード場

(37) 月隈北緑地パークゴルフ場〔平成11年8月開設〕

ボールが飛び上がらないように安全性に配慮した、子どもからお年寄りまで気軽に楽しめるニュースポーツの場として整備

所在地 博多区月隈三丁目、月隈六丁目

規模 約2ha

(38) 河畔公園

区分	室見川緑地 室見川河畔公園	多々良川緑地 多々良川河畔公園	那珂川河川緑地 那珂川緑地 那珂川河畔公園
区間	室見橋～金武	名島～多々良	百年橋～塩原、 横手～警弥郷
延長	6.7km	2.0km	3.5km
幅員等	幅員約10m	幅員約8m	幅員約8m

(39) 運動公園

区分	西部運動公園	桧原運動公園	今津運動公園
所在地	西区大字飯盛	南区桧原五丁目外	西区今津
計画面積 (管理面積)	約 12.0ha(11.1ha)	約 17.0ha(13.6ha)	約 32.4ha(30.8ha)
事業年度	昭和53～平成2年度	昭和59～平成13年度	昭和55～平成7年度 (平成14～令和3年度)
併用開始	昭54.4	平5.12(一部)	平4.4
総事業費	約28億円	約147億円	約70億円(約32億円)
主な施設 <>内は 拡張予定部分	野球場1面、憩いの森、 テニスコート10面、 芝生広場、球技場等	自由広場、 多目的広場、 テニスコート7面、 野球場	体育館、芝生広場、 球場2面、多目的グラウンド (野球・ソフトボール場)、 テニスコート18面、 クラブハウス等、野球場

(40) 動植物園

区分	動物園	植物園
所在地	中央区南公園1-1	中央区小笹五丁目1-1
面積	10.3ha	10.2ha
開設	昭和28年8月	昭和55年6月
展示数 (令5.4.1現在)	99種434点	野外1,400種 約16万本 温室1,240種 約3万本
利用状況	有料256,661人、無料514,178人(令和4年度)	
入園料	一般600円 生徒300円	

(注) 入園料は中学生以下、障がい者並びにその介護者及び福岡市・北九州市・熊本市・鹿児島市居住の65歳以上の人等は無料

(41) **友泉亭公園**〔昭和56年4月開設〕

宝暦4年（1754年）、筑前黒田家六代藩主継高公が別荘として設けた「友泉亭」を、池泉回遊式の日本庭園を中心とする歴史公園として整備。平成10年3月福岡市名勝に指定

所在地 城南区友泉亭、中央区笹丘一丁目 面積 1.1ha

事業費 7億5,400万円

主な施設 本館（大広間、和室、茶室）、別棟（茶室）、野点広場、池泉、四阿（あずまや）

(42) **松風園**〔平成19年7月開設〕

昭和初期に建設された「松風庵」や新たに増築された和室を中心とした、趣のある日本庭園として整備

所在地 中央区平尾三丁目 面積 0.24ha

事業費 約10億円

主な施設 茶室棟（茶室、和室）、日本庭園、野点広場

(43) **楽水園**〔平成7年8月開設〕

明治時代に建てられた別荘の跡地を池泉回遊式の日本庭園として整備

所在地 博多区住吉二丁目、住吉三丁目 面積 0.29ha

事業費 約25億円

主な施設 茶室棟（茶室、和室）、土蔵、博多塀、池泉

(44) **高宮南緑地**〔令和4年4月開設〕

大正4年に直方市に建設され、昭和2年に南区高宮に移築された福岡市登録文化財「旧高宮貝島家住宅」を、もてなしや交流、癒しの場として官民連携事業により整備

所在地 南区高宮五丁目 面積 1.9ha

事業費 約30億円

主な施設 母屋、茶室、園路、散策路

(45) **セントラルパーク構想推進事業**

都心に近い貴重な緑地空間である大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いの場として、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となり、人々に感動を与えるような公園づくりを進める。

○舞鶴公園概要

所在地 中央区内

都市計画決定 平成26年9月29日（当初昭和23年11月29日）

計画面積 46.9ha 管理面積 39.5ha

事業年度 昭和22年度～

主な施設 国指定史跡福岡城跡及び鴻臚館跡、平和台陸上競技場、球技場、野球場、テニスコート3面、広場、花壇等

令和5年度事業 ・高等裁判所跡地の整備（用地取得、公園整備）等

(46) 霊園

(単位：ha、区画)

区 分	所在地	都市計画決定	開園	面積	墓所数
平尾霊園	南区平和四丁目	昭25. 3.31	昭30.10	21.7	4,223 (うち、合葬式墓所1)
三日月山霊園	東区大字香椎	昭50.10.25	昭56. 7	21.4	2,469
西部霊園	西区大字羽根戸	昭57.12.23	平 2. 9	16.9	4,086

(47) 緑化推進事業

区 分	事業内容
緑化推進事業	公共空間緑化 緑化協議・指導 街路緑化
	民有地緑化推進 緑化協議・指導 民有地緑化助成*
緑化啓発事業	都市緑化推進行事 緑化フェア等への参加 緑化コンテスト・広報PR*
	姉妹都市交流庭園事業 日本庭園の建設支援等
	一人一花運動 市民・企業による花壇づくりの支援（公園・地域花づくり事業）等 緑のコーディネーター制度* 地域の森づくり・地域の花づくり助成*

(注) *は緑のまちづくり協会事業

公共施設緑化 植樹実績 (各年度末現在)

(単位：高木(本)、低木・地被類(m²))

年度	街 路		公 園		学校その他の 公共施設		合 計	
	高木	低木・地被類	高木	低木・地被類	高木	低木・地被類	高木	低木・地被類
2年度	78	1,193	1,241	13,699	118	3,087	1,437	17,979
3年度	23	669	348	41,380	318	13,388	689	55,437
4年度	32	104	991	12,769	8,260	9,678	9,283	22,551

(48) 公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会

事業 都市緑化推進事業、都市緑化基金の造成、公園・街路樹の管理運営等、収益事業

(49) 緑地保全事業

用地購入		平和北特別緑地保全地区他（令和5年度予定）
保全事業	保存樹	剪定・治療費補助、樹木医診断制度、損害賠償保険等
	特別緑地保全地区	税補助金、危険箇所工事、維持管理
	緑地保全林地区	税補助金
民有緑地保全強化対策		特別緑地保全地区指定
市民緑地		市民緑地設置、維持管理

緑地保全実績（令5.4.1現在）

（単位：ha）

風致地区		特別緑地保全地区		緑地保全林地区		市民緑地		保存樹	緑地協定区域 （）内は協定締結実績	
地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	本数	地区数	面積
12	441.3	71	117.5	17	3.3	1	2.8	1,678	15 (46)	47.2 (224.6)

(50) 公的資金による住宅建設等の状況（着工ベース）（単位：戸）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市営住宅 （うち増築・改善等）	292 （－）	522 （－）	132 （－）
サービス付き高齢者向け住宅 （うち増築・改善等）	－ （－）	－ （－）	125 （－）
住宅金融支援機構	279	310	237
都市再生機構 （うち増築・改善等）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
合計 （うち増築・改善等）	571 （－）	832 （－）	494 （－）

（注）市営住宅の増築・改善等については、全面的改善事業（従後戸数）の実績

(51) 民間自力住宅建設状況（着工統計による数値）（単位：戸）

令和2年度	令和3年度	令和4年度
12,485	16,186	14,825

（注）着工統計による数値

(52) 公的賃貸住宅供給状況等（着工ベース）

（単位：戸）

区 分		令和3年度 建 設	令和4年度 建 設	管理戸数 (令5.4.1)	令和5年度 計 画	
賃貸住宅	市営住宅	公営住宅（直接建設）	—	—	9	206
		木造	—	—	24	
		耐火2階	—	—	39	
		中高層	—	—	13,673	
		全面的改善	354	132	12,612	
		小計	—	—	—	
	賃貸住宅	公営住宅（借上）	—	—	44	
		改良住宅	168	—	4,464	
		再開発住宅	—	—	16	
		コミュニティ住宅	—	—	140	
建替促進住宅		—	—	190		
小計	522	132	31,211	206		
分譲住宅	特定優良賃貸住宅	—	—	—	506	
	高齢者向け優良賃貸住宅	—	—	66		
	サービス付き高齢者向け住宅	—	—	3,373		
	市住宅供給公社	—	—	137 (64+24)		
	県営住宅	—	64	4,274		
	県住宅供給公社	—	—	4,062 (16)		
	都市再生機構	—	—	33,059 (753)		
合 計	522	196	76,182			
分譲住宅	市住宅供給公社	—	—	12,698 (42)	0	
	県住宅供給公社	—	—	3,908		
	都市再生機構	—	—	6,410		
	合 計	0	0	23,016		
総 数		522	196	99,198	506	

(注) 1.上記表中の戸数は福岡市内分

2.特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅は、市・県住宅供給公社分を除く。

3.サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者向け優良賃貸住宅を除く。

4.サービス付き高齢者向け住宅の計画戸数は、福岡市高齢者居住安定確保計画における年間供給目標戸数

5.賃貸住宅のうち、市住宅供給公社の（ ）内は特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅で内数

6.賃貸住宅のうち、県営住宅供給公社分の（ ）内は特定優良賃貸住宅で内数

7.賃貸住宅のうち、都市再生機構の（ ）内は高齢者向け優良賃貸住宅で内数

8.賃貸住宅のうち、市公社、都市再生機構は市公営借上分を除く。

9.分譲住宅の管理戸数欄は、分譲戸数累計（但し、市住宅供給公社分は着工ベース）

10.分譲住宅のうち、市公社の（ ）内は、敷地権を定期借地権としている住宅で内数

(53) 市営住宅申込状況

区 分	公募戸数	申込者数	倍 率
令和2年度	924	9,122	9.9
令和3年度	1,014	8,982	8.9
令和4年度	1,076	9,843	9.1

(注) 申込状況は、公募の年度による。

(54) 市営住宅整備事業

「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化が進行し居住水準が低い市営住宅について、建替事業や改善事業の実施により、ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化や災害に配慮した住宅を供給し、誰もが安全・安心に生活できる居住環境の整備を図る。

(55) 特定優良賃貸住宅供給事業

ファミリー向けの良好な民間賃貸住宅の供給を誘導し、良質な住宅のストック形成、中堅所得者層の居住水準の向上等を図るため、市が建設費及び家賃の一部を助成する。(現在新規住宅建設の募集及び家賃の一部助成は行っていない。)

管理戸数(令5.4.1現在)

直接管理型(公社建設・公社直接管理) 64戸

(56) 雑用水道奨励補助制度

[平成15年12月1日雑用水道奨励補助金要綱改正、平成16年4月1日施行]

「福岡市節水推進条例」に基づき、水の循環利用による個別循環型雑用水道の設置費用の一部を補助する。

補助実績(令5.4.1現在) 12件

(57) 香椎・臨海東地区住宅市街地総合整備事業

東部広域拠点及びアイランドシティ地区等において、住宅建設の支援や公共施設の整備を総合的に実施し、良好な住宅市街地の形成を図る。

整備地区 香椎駅前、千早、アイランドシティ 等

地区面積 408.1ha

事業期間 平成15年度～令和6年度

住宅計画戸数 9,450戸(民間事業者等)

公共施設計画 道路、公園、下水道、河川

令和5年度事業 街路、住宅建設補助等

(58) まちなみのルールづくり支援事業

住宅市街地の良好な居住環境の保全・形成とともに、建築紛争の未然防止へ向け、地域特性に応じた住民自らの手による「まちなみのルール」(建築協定)の普及・啓発及び策定へ向けた住民活動への支援等を行う。

建築協定制度 住民が主体となって建築物に関するルールを定めることにより、良好な住環境づくりを行うもの

協定の内容 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準

認可状況 80地区 協定区域面積約246ha(令5.4.1現在)

(59) 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例

〔平成12年11月1日施行〕〔条例一部改正：平成19年7月1日施行〕

中高層建築物(高さ10m超)、ワンルーム形式集合建築物(2階以上で35㎡以下の住戸5以上)及び特定集合住宅(10戸以上の集合住宅)の建築に関し、建築主等が配慮すべき事項、建築計画等の周知の手続、本市が行う指導、建築紛争の調整及び調停に関する手続その他必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって市民の良好な近隣関係を保持するとともに、安全で快適な居住環境の保全及び形成に資することを目的とする。

(60) 福岡市福祉のまちづくり条例〔平成11年4月1日全面施行〕

福岡市福祉のまちづくり条例に基づく協議を行い、建築物の福祉整備を推進する。また、併せてバリアフリー法(平成18年12月20日施行)に基づく審査認定業務を行っている。

対象建築物

面積の制限なし：医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、自動車車庫、公衆便所、公益事業施設、官公庁舎、学校等施設、地下街

床面積2,000㎡以上：事業所、工場、共同住宅等、複合施設

令和4年度実績

条例に基づく適合証交付件数 229件(うち優良48件)

バリアフリー法に基づく認定件数 3件

(61) 福岡市民間建築物の吹付けアスベスト除去等対策事業

吹付けアスベストのおそれがある物質の分析調査や除去等工事を行う場合に、建築物の所有者等にその一部を補助する。

令和5年度予定 調査補助 10件

除去等補助 3件

⑥2 セーフティネット住宅入居支援事業

住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、住宅セーフティネット機能強化を図るため、セーフティネット住宅への改修費補助、入居者負担低減などの経済的支援を行う「セーフティネット住宅入居支援事業」を実施する。

⑥3 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業

高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給する民間事業者等に対して、「建設費助成」と「家賃助成」を行うことにより、民間市場における高齢者向け賃貸住宅の供給促進を図る。(現在、新規住宅建設の募集は行っていない。)

管理戸数(令5.4.1現在) 民間建設管理 66戸
公社建設管理 24戸

⑥4 サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業

バリアフリー化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす、サービス付き高齢者向け住宅の登録を推進するとともに、登録を前提とする国の建設補助制度等を事業者に対して広報・周知することにより、供給促進を図る。

登録戸数(令5.4.1現在) 3,397戸

⑥5 高齢者入居支援事業

緊急連絡先や保証人を確保できない高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住まいサポートふくおか」を実施する。また、一定の要件を満たす高齢者世帯の住替えに係る初期費用の一部を助成する「高齢者世帯住替え助成事業」を実施する。

⑥6 子育て世帯住替え助成事業

子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するとともに、既存住宅の流通促進を図るため、子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部を助成する「子育て世帯住替え助成事業」を実施する。

⑥7 マンション管理適正化の推進

「マンション管理適正化推進計画」に基づき、関係団体と連携しながら、分譲マンションの管理適正化の推進に向けた管理組合への支援等を行う。

⑥8 第7次福岡県建築物安全安心実施計画の推進

建築規制の実効性を確保するため、確認・検査体制の充実・強化を図り、市民が安全で安心して住める建築物等の安全性の確保を目的として、福岡県内の特定行政庁と合同で策定した第7次福岡県建築物安全安心実施計画を推進する。

実施期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

推進すべき施策

- ①新築・増改築等に係る建築規制の実効性の確保
- ②既存建築物の安全性の確保及び向上
- ③違反建築物対策の徹底

(69) 空家等の適切な管理に関する条例〔平成29年4月施行〕

市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理に関し、管理不全空家等に対する措置その他必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(70) 宅地防災工事資金の融資制度〔昭和47年度開始〕

市長の防災勧告を受けた市民に対し、危険な宅地を改善するための資金を融資する。

融資実績（令5.4.1現在） 87件

(71) 狭あい道路拡幅整備事業〔平成17年度事業着手〕

安全で良好な市街地の形成と生活環境の向上を図るため、市民の理解と協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を促進する。

対 象 幅員4m未満の市道で敷地後退がなされる用地
事業内容

①寄付の場合は、市で道路整備や測量・分筆などを行うとともに、塀などの支障物件について移設費の一部を助成する。

②自主管理の場合は、道路整備費を助成するとともに、翌年からの固定資産税及び都市計画税が非課税となる。

道路整備完了実績（令5.4.1現在） 757件 14,934m

(72) 建築物環境配慮制度推進事業〔平成19年10月事業着手〕

環境性能の優れた建物を建築しようとする動機付けや、快適で環境に与える負荷が少ない環境性能の優れた建物を求める市場の形成を目的とする、建築物環境配慮制度を推進する。

届出数（令5.4.1現在） 649件

(73) 共同住宅耐震診断費補助事業

共同住宅の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目指すことを目的として、耐震診断に要する費用の一部を補助する。

対象となる共同住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、3階建以上（予備診断は3階建以上5階建以下）、かつ延べ面積が1,000㎡以上のもの（店舗等の床面積が建築物全体の床面積の1/2未満のものを含む）

(74) ブロック塀等除却費補助事業

災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難路を確保し、震災に強い安全・安心のまちづくりを推進することを目的として、道路に面したブロック塀等の除却費用の一部を補助する。

対象となるブロック塀等

①高さが2.2mを超えるもの

②高さが1.2mを超え、控え壁がないもの

③高さが概ね1m以上で倒壊の危険性が高いもの

(75) 特定建築物耐震診断費補助事業

災害拠点病院・救急告示病院の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目指し、耐震診断に要する費用の一部を補助する。

対象となる特定建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した病院（災害拠点病院、救急告示病院）で、3階建以上、かつ延べ面積が1,000㎡以上のもの

(76) 住宅耐震改修工事費補助事業

住宅の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目指し、耐震改修に要する費用の一部を補助する。

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した住宅で、以下の条件に該当するもの

①耐震改修促進法の認定を受けた共同住宅で、3階建以上、かつ延べ面積1,000㎡以上のもの

②建物全体又は1階部分のみを現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行う木造戸建住宅で、2階建以下のもの

(77) 木造戸建住宅耐震建替費補助事業

住宅の耐震化の促進及び災害に強いまちづくりを目指し、倒壊の可能性が高い住宅の建替に要する費用の一部を補助する。

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した2階建以下の木造住宅で、耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの

(78) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修工事費補助事業

不特定多数の方が利用する大規模建築物、避難弱者が利用する大規模建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを目的として、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。

対象となる大規模建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した大規模建築物で以下の条件に該当するもの。

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建物
- ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建物

(79) 警固断層に着目した建築物の耐震対策の推進

福岡市建築基準法施行条例の一部改正〔平成20年10月1日施行〕

警固断層帯南東部に近い一定の区域において、新築・改築される

中高層の建築物の耐震性能の強化を誘導することにより、建築物の安全性及び都心機能の保全を図る。

「福岡市優良耐震プレート」交付

福岡市建築基準法施行条例に適合した建築物の所有者等にその旨を表す「福岡市優良耐震プレート」を交付する。

(80) 長期優良住宅認定制度〔平成21年6月開始〕

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がなされた住宅（長期優良住宅）を普及することで、良質な住宅ストックを将来世代に継承し、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図る。

認定を受けた場合の税の優遇措置

所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税

令和4年度認定戸数 1,114戸

(81) 低炭素建築物認定制度〔平成24年12月開始〕

都市の健全な発展に寄与するために二酸化炭素の発生を抑制することを目的として、低炭素建築物の普及促進を図る。

認定を受けた場合、所得税、登録免許税や容積率についての優遇措置がある。

令和4年度認定件数 179件

(82) 福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

〔平成27年4月開始〕

歴史的な建築物について、防火や避難等の安全性を検証した上で、歴史的価値を維持及び保存しつつ利活用を促すことで、良好な状態で文化的遺産を将来の世代に継承することを目的とする。

令和4年度登録件数 0件

(83) 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定制度

〔平成28年4月開始〕

建築物のエネルギー消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能向上の誘導を図る。

認定を受けた場合、容積率について優遇措置等がある。

令和4年度登録件数 19件

